

いしかり 生きものかけはしプラン

石狩市生物多様性地域戦略(仮)

修正・加筆を必要としている項目については、
タイトルに下線が引いてあります。
図、表、キーワードにつきましても、
今後整備していく予定です。

令和 年 月
石狩市

はじめに

※市長コメント

1

2 内容

3	第1章 計画の基本的事項	4
4	1.1 計画策定の背景と目的.....	4
5	1.2 いしかり生きものかけはしプランとは.....	5
6	1.3 位置づけ	5
7	1.4 期間・対象区域.....	6
8	第2章 石狩市の生物多様性の現状と課題.....	7
9	2.1 自然環境と文化.....	7
10	2.2 現状と課題.....	10
11	第3章 基本方針・目標.....	14
12	3.1 基本方針	14
13	3.2 目指す姿と行動目標	15
14	第4章 施策.....	16
15	4.1 地域を面的・空間的に保全.....	16
16	4.2 注目種の保全	18
17	4.3 外来種対策.....	19
18	4.4 野生動物との軋轢緩和.....	20
19	4.5 地域資源の活用	21
20	4.6 地球環境問題に関わる保全	23
21	4.7 環境教育・普及啓発の推進.....	25
22	5章 推進体制	27
23	5.1 関係するステークホルダー	27
24	5.2 計画の進行管理.....	27
25	資料編.....	28
26	石狩市内の自然保護地区等	28
27	石狩市内の国道でのエゾシカ関連交通事故件数(H25年～R7)	30
28	2016～2021年までの石狩市有害駆除頭数.....	31
29	関連法令／助成金	32
30	保全上重要な地域	33
31	注目種	34
32	外来種	35

33

34 第1章 計画の基本的事項

35 1.1 計画策定の背景と目的

36 生物多様性の保全は、平成4年に開催された「地球環境サミット」で採択された「生物多様性
37 条約」から始まりました。その後、生物多様性条約締約国会議(COP)を2年に一度開催し、愛
38 知県名古屋市で開催された COP10では、愛知目標が採択されました。愛知目標は20の個別
39 目標からなり、世界各国で連携して、衰退している生物多様性の損失を 2050 年までに食い
40 止めるための、2020 年までの目標です。しかし、残念ながら愛知目標で達成できた目標はあ
41 りませんでした。

42 令和元年に出された生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォ
43 ーム(IPBES)の生物多様性及び生態系サービスに関する地球規模評価報告書、地球規模生
44 物多様性概況第5版等にも示されているように、生物多様性はこれまでの人類史上最も急速
45 に減少しています。そのため、社会変革による根本的な要因(社会・経済活動による影響)の低
46 減を促進し、緊急かつ協調的な取り組みを通じて、自然を保全し、回復し、持続可能に利用す
47 ることが求められています。それらの現状を受け生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)
48 が令和3年 10 月に昆明、令和4年12月にモンリオールで開催され、ネイチャーポジティブを
49 達成するために「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

50 日本国内では、生物多様性条約の採択を受け、「生物多様性国家戦略」が平成7年に策定され、
51 平成 14、19、22、24 年、そして令和5年に次期生物多様性国家戦略が策定されました。北海
52 道ではこれに加えて、北海道生物の多様性の保全等に関する条例(平成 25 年 3 月制定)を軸
53 に、「北海道生物多様性保全計画」を策定・改定しています。本市の近隣市町村である札幌市も
54 「生物多様性さっぽろビジョン」を平成 25 年 3 月に策定し、令和6年3月までに改定する動き
55 があります。

56 生物多様性国家戦略 2010-2020、次期生物多様性国家戦略研究会報告書(令和3年7月
57 30 日)及び昆明・モンリオール生物多様性枠組(暫定訳)にもあるように、生物多様性に顕著
58 な影響を与えるセクターを横断的に整合させ、また持続可能な地域づくりの重要な手段として
59 発展させていく必要があります。地方自治体、市町村での生物多様性地域戦略を策定すること
60 は、地域レベルの取組の推進に重要であると考えられています。

61 国際的、国内的にも、本市は未来に残す必要がある自然資源を有しており、大切な宝です。
62 そこで令和6年3月に石狩市生物多様性地域戦略「いしかり生きものかけはしプラン」を定め、
63 本市が誇る生物多様性を維持し、損失がある部分は回復させ、豊かな自然と多様な生物と石
64 狩市民が共生するまちを目指します。

65
66 生物の多様性に関する条約(生物多様性条約):個別の野生生物種や、特定地域の生態系に限らず、地球規模の広がり
67 生物多様性を考え、その保全を目指す唯一の国際条約。
68 ネイチャーポジティブ:企業・経済活動によって生じる自然環境への負の影響を抑え「生物の多様性を維持する」という従来の
69 発想から大きく踏み込んで、「生物多様性を含めた自然資本を回復させる」ことを目指す新たな概念。
70 昆明・モンリオール生物多様性枠組:
71

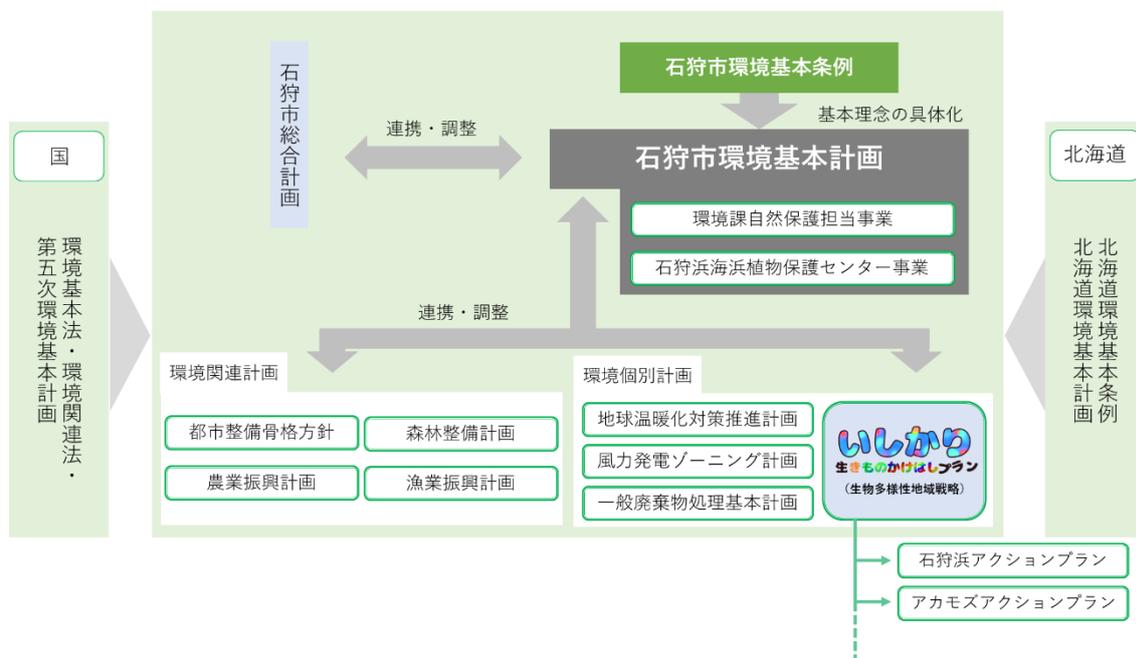
1.2 いしかり生きものかけはしプランとは

平成 29 年に、道の駅石狩「あいろーど厚田」がオープンし、本市の北部に位置する厚田区や浜益区の新たな自然資源の発掘・活用をつなげるために自然環境調査が始まりました。その調査結果から、本市には豊かな多様な自然環境が残されており、中には保護を必要としている種も明らかとなりました。厚田区や浜益区は重要な自然が豊かにあるからこそ、地域により身近すぎて貴重性が薄れる傾向にあること、逆に旧石狩市域は札幌市に近く、自然に気が付けないことが課題となっています。また、石狩浜は、近年の気候変動や外来種など問題が広域的に考える必要があり、前身である石狩町から続けてきた保護・保全の考え方を見直す必要が出てきました。

本プランの名前は、生きものと市民、残された自然環境を未来へとつなぐかけはしになるような計画にするために名付けました。また生きものがひらがな表記の理由は、子どもでも読みやすく、覚えやすいようにひらがなやカタカナを多くしています。

1.3 位置づけ

本プランは、石狩市環境基本条例に基づく「石狩市環境基本計画」、まちづくりの総合計画である「石狩市総合計画」、を上位計画とし、生物多様性の保全に関する方針や行動計画を定め、豊かな自然と多様な生物と石狩市民が共生するまちを目指します。



石狩市環境基本計画:

110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144

第3次石狩市環境基本計画(令和3年3月策定)

【自然環境分野】生物多様性

豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち

【連携・協働分野】教育・パートナーシップ

全ての人が環境を学び、考え、行動することで、環境施策に「協働」で取り組んでいるまち



いしかり生きものかけはしプラン(生物多様性地域戦略)

1.4 期間・対象区域

○計画の期間

令和6(2024)年度～令和22(2040)年度

※令和12(2030)年 中間目標年度

○対象区域

自然・生き物のつながりを考慮し、石狩市域、隣接する陸域及び海域(石狩湾)とします。必要に応じて、隣接する自治体等と連携を図り、石狩市周辺の地域も対象とします。

145 第2章 石狩市の生物多様性の現状と課題

146 2.1 自然環境と文化

147 本市は北海道の西部に広がる石狩低地帯に位置し、大都市である札幌市をはじめ小樽市、
148 当別町、増毛町、新十津川町の自治体、および石狩湾(日本海)に面しています。平成 17 年に
149 旧厚田村、浜益村と合併し、南から北までの距離が約 67 kmと、南北に長い市となりました。

150 市内の代表的な自然には、北は暑寒別天売焼尻国立公園に指定されている暑寒別山系や、
151 ウミウ・オオセグロカモメなどの海鳥のコロニーが見られる雄冬海岸、厚田にはルーラン海岸
152 と呼ばれる柱状節理が発達した火山岩が見られます。南には海岸砂丘から天然生カシワ林が
153 連続して存在しており、大規模な海浜生態系が残っています。

154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179



図:石狩市内

216 されており、海浜植物が生育する海岸砂丘は風や飛砂を防ぐだけでなく、津波からの影響も軽
217 減すると言われており、自然環境を活用した防災・減災(Eco-DRR)の面からも注目されてい
218 ます。

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249 Eco-DRR:生態系により危険な自然現象を軽減し社会の脆弱性を低減することと②自然状態の土地利用を維持すること
250 を通じて自然現象に曝されることを回避することにより、自然災害リスクを下げること

251

252

253

254 **2.2 現状と課題**

255 **■地域**

256 本市が有する長い海岸線は、南部は小樽から続く自然砂浜海岸であり、環境省の選定する生
257 物多様性の観点から重要度の高い海域に選ばれています。浪打際から陸にかけて海浜草原が
258 広がり、カシワからなる海岸林が残っています。北部は暑寒別天売焼尻国定公園に含まれる雄
259 冬海岸が増毛町まで続き、その中には希少な植物や海鳥の営巣地として知られている場所も
260 あります。

261 山間部は、黄金山(標高 739m)のような比較的低い山でも地形によっては高山植物が育
262 成している場所もあれば、北海道の南西部などの限られた場所に分布している植物が生育し
263 ている特異的な場所です。浜益区を代表するオオムラサキやエゾエノキ、厚田区で発見された
264 シロマダラもこのような特異な環境に生息生育しています。

265 しかし、多種多様な環境が多くあるにも関わらず、基礎となる調査が不足しています。生物多
266 様性の価値がある場所や保全の必要性などを判断するためにも、自然環境や野生動植物の基
267 礎情報を収集・把握することが重要です。また、他市町村との隣接地域が多いこと、国定公園
268 や、河川、防風林、海浜地など土地の管理者が様々であることから、各箇所の管理制度が異な
269 ります。このような状況下で生物多様性上重要な地域を抽出し、現実的な保全を促進するため
270 には、他機関、他分野との情報共有・連携・が必要です。

271  :自然環境の基礎情報把握・重要地の保全

272  :石狩市自然環境調査(平成 30～令和3年)

273

274 **■注目種**

275 平成 30 年～令和3年で実施した自然環境調査から、本市には約 3,000 種の生き物が生息
276 生育していることが明らかになっています。中には、環境省が指定する絶滅危惧種や希少種、
277 局所的な場所を好む生きものが多数生息生育していることも分かりました。それらの情報を引
278 き続き収集していくと共に、過去の状態よりも劣化している場合は対策を講じる必要がありま
279 す。一方で、知られていないことで開発等により、知らぬ間になくなることもあります。関係所
280 管との連携を通じて、自然情報の蓄積、情報に基づいたゾーニングを経て保護の必要性等を
281 把握する必要があります。

282  :重要地の保全・環境教育・自然資源の利用・ゾーニング

283  :石狩市環境調査(平成 30～令和3年)

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294 ■外来種

295 全国的にも外来種の問題は少なからず起こっています。本市もわかっているだけで○種の外
296 来種がいることがわかっています。中でも特定外来生物アライグマによる農業被害は、タヌキ
297 と混同されてはいますが、10年前と比較し91倍になっています(石狩市鳥獣防止計画)。あ
298 らゆる環境調査でも足跡や自動撮影カメラに写っていることから、全市的に定着を広げてい
299 ることが推測できます。

300 そのほか、北海道指定外来種アズマヒキガエルが石狩川流域を中心に分布を拡大しており、
301 石狩川の河口である石狩浜のほかにも厚田区での定着が確認されています。海浜地への定着
302 は、海浜植物を基盤とした海浜生態系への影響が懸念されており、平成29年から駆除活動を
303 続けています。現在残された希少種の貴重な生息生育地に入れないことはもちろん、現在定着
304 が確認されている場所の特定、その環境における被害の有無等を把握する必要があります。ま
305 た、新たな外来種を増やさないためにも普及啓発の実施、異変に気が付ける目や耳を増やす
306 ことも重要です。

307 🔑:外来種・環境教育

308 □:石狩市鳥獣防止計画(令和3年度)／石狩浜外来種防除手法の検討業務事業／石狩市環
309 境調査(平成30～令和3年)

310

311 ■野生動物との軋轢

312 人の生活圏と野生鳥獣の生息圏の重なりによる交通事故や、農業被害などが近年問題とな
313 っています。エゾシカについては、事故の件数平均が9年で2倍(北海道警察)、農作物の被害
314 額が10年で約1.5倍している現状があります(石狩市鳥獣防止計画)。自然地でも、近年では
315 過去に見ることのなかった場所で、エゾシカやヒグマの目撃は多発しています。エゾシカにつ
316 いては、本市ではまだ確認されていませんが、道東ではエゾシカによる海浜植物の採食影響が
317 出ています。野生鳥獣の増加によって環境が変化することもあるため、希少種や外来種の分布
318 とともに、モニタリングが必要となります。

319 また、野生鳥獣への餌付けによる近隣トラブルも増えています。かわいい、エサが取れなくて
320 かわいそうという気持ちから餌付けをすることがあるかもしれませんが、野生鳥獣にはそれぞ
321 れ生息に適した環境があります。その環境に近くなればなるほど、人との距離が近づき起るこ
322 とのなかった事故を招きます。また、鳥インフルエンザが媒介する可能性、エキノコックスが感
323 染するリスク、未知の病原菌が人へ移ることもあるかもしれません。

324 🔑:・ワンヘルス

325 □:石狩市鳥獣防止計画(令和3年度)

326

327 ワンヘルス:人と動物、生態系の健康を一つとみなし、守っていこうとする考えのこと。
328
329
330
331
332

333 ■地域の恵みと産業

334 私たちの生活の基盤には生物多様性の恵みを受けて産業が成り立っています。特に第一次
335 産業は、農作物の受粉などは周辺の昆虫などによって成り立ち、漁業は森から養分が海に流
336 れ、豊かな藻場で魚が育つことによって魚種も増え、漁獲高が変わっていきます。

337 第一次産業だけではなく、本市の自然は昭和30年代から石狩海浜公園の構想が出るほど、
338 自然と観光の結びつきがありました。現在はエコツーリズムやネイチャーツアー、自然体験型観
339 光コンテンツは、国内外の観光客に人気のプログラムの一つです。本市は、はまなすの丘ヴィ
340 ジターセンターや、道の駅あいろーど厚田など自然の情報と観光を紹介している施設がいくつ
341 かあります。

342 生物多様性が保全されている環境が、産業とつながっているということを積極的に周知でき
343 ていないのが現状です。積極的に周知し、他の産業に生物多様性の視野を広げるとともに、自
344 然資源は有限であり持続可能な利用のためには、保全や限度があることも同時に伝えていく
345 必要があります。さらに、そこから生物多様性に配慮した産業の転換へとつなげていきます。

346 🔑:エコツーリズム・ネイチャーツアー・農林水産業

347 □:

348

349 ■地球環境問題

350 世界規模で気候変動による生物多様性の損失は進んでいます。化石燃料から再生可能エネ
351 ルギーの転換は必要となる一方で、再生可能エネルギー事業からの生物多様性の損失をする
352 ことなく地域の合意形成に十分配慮した地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を
353 目指さなければなりません。再生可能エネルギーに関わらず、開発行為が伴う生物多様性の損
354 失を防ぐためにも、開発行為を伴う場所の生物情報については可能な限り提示し、保全に努め
355 る必要があります。

356 また、海や川に面する本市は、漁具や漂着ゴミが流れついてくる現状にあります。漁具のポイ
357 捨ては海鳥や魚への影響もあり、海鳥の足に漁具が絡まっている事例もあります。生物への影
358 響を最小限に留めると共に、本市だけではなく広域的な取り組みが必要になります。

359 🔑:再生可能エネルギー・漂着ゴミ・プラスチック・海洋ゴミ

360 □:

361

362

363

364

365

366 エコツーリズム:
367 ネイチャーツアー:
368 再生可能エネルギー:
369 漂着ゴミ
370

371 ■環境教育・普及啓発

372 本市は、市民ならびに事業者に対し、積極的に生物多様性の保全に係ることについて周知し
373 ていく必要があります。また、過去から今にかけて守ってきた自然を引き継いで守ると共に、
374 守りたいという気持ちを持ってもらうような仕組みづくりもしていくことが必要になります。
375 教育機関に向けた活用しやすいコンテンツの整備、生涯学習として取り組みやすい参加方法、
376 余暇を使った本市の自然と触れ合いの創出など、それぞれの参加者のニーズに合わせて企画
377 を、得た情報をもとに発信していくことが求められています。本市には文化を学べるいしかり
378 砂丘の風資料館や、海浜植物を中心とした生きもの展示をみれる石狩浜海浜植物保護センタ
379 ーがあります。それらの施設と横に連携をとり、積極的な普及啓発の支援に努めていく必要が
380 あります。

381 同時にまだ知られていない生物情報については、多くの情報を探せる体制が必要になります。
382 市民を巻き込んだ情報収集と、同時に関係者との関係構築も得ることで情報の発信と蓄積を
383 図ります。

384  :環境教育・参加型情報収集

385  :

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

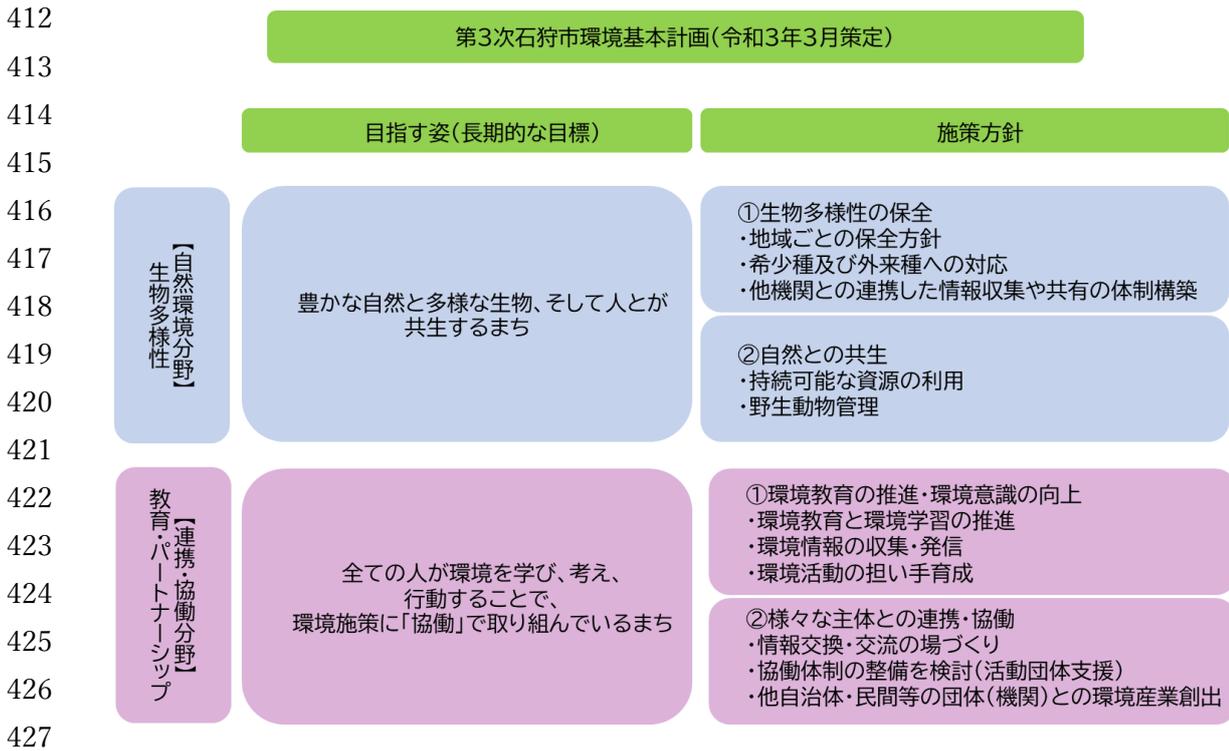
405

406

407 第3章 基本方針・目標

408 3.1 基本方針

409 生物多様性の施策や取組を進めるに当たり、目指す方向性を基本方針として定めます。基本
 410 方針は、第3次石狩市環境基本計画の改定時にあげた【自然環境分野】生物多様性と、【連携・
 411 協働分野】教育・パートナーシップで示した目指す姿及び施策方針を基本とします。



428 また、昆明・モンリオール生物多様性枠組、生物多様性国家戦略等の方針に従いネイチャー
 429 ポジティブの実現を目指します。その方針に基づき、自然の持つ機能を再確認し、Eco-DRR
 430 の概念を取り入れ自然との共生を目指します。その他、国境・市町村界を超えて起きる問題に
 431 ついて、本市以外の関係各所と連携して問題解決に努めます。

432 本市では、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、地域脱炭素の先進的な取組を
 433 行う地域として国が選ぶ「脱炭素先行地域(第1回)」の公募において、本市が選定されました。
 434 脱炭素に向けた再生エネの導入は欠かすことが出来ませんが、生物多様性への配慮を念頭に
 435 置いた推進が重要となります。その他、外来種及び開発等の人為的な影響が最小限で食い止
 436 められている状態が基本となり、生態系の回復を目指します。

437 さらに保全の必要がある地域、種に関しては、有識者等の専門的な知見を交えてアクション
 438 プラン(行動計画)を策定し、早急な保全を各関係者と実施します。

439 ネイチャーポジティブ: 企業・経済活動によって生じる自然環境への負の影響を抑え「生物の多様性を維持する」という従来
 440 の発想から大きく踏み込んで、「生物多様性を含めた自然資本を回復させる」ことを目指す新たな概念
 441 カーボンニュートラル:

442
443
444

445
446
447

3.2 目指す姿と行動目標

第2章であげた課題及び施策方針をもとに、2040年までに目指す姿と、2040年に向けた行動目標を表に示しました。

	目指す姿(2050年)	行動目標(2030年)
地域を面的・空間的に保全	本市の多様な環境が重要であることが、市内外の関係者および市民に認識され、少なくともネイチャーポジティブが実現されている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性上重要な地域を抽出し、保全対策を進める。 ・必要に応じてアクションプランを策定する。 ・管理者の異なる地域を含めた情報共有体制を構築し、保全対策をより有効に進める。
希少種、注目種の保全	注目種が本市に生育生息し続けられる環境がある状態	<ul style="list-style-type: none"> ・本市として注目種を選定し、情報を把握する。 ・種、地域に合わせた保全対策の検討、実施。 ・必要に応じてアクションプランの策定をする。
外来種対策	外来種による本市の生態系への影響が最小限に食い止められ、維持されている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種の状況を把握する。 ・新たな外来種を増やさない。
野生動物との軋轢緩和	野生動物との適切な距離を保ち、軋轢が緩和されている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の行動圏に関連する各種機関との連携を強化する。 ・野生動物による影響や頻度などの情報を把握する。 ・鳥獣保護管理における市民への普及啓発を進める。 ・ワンヘルスに関する正しい知識の普及啓発を進める。
地域資源の活用	限りある自然資源を持続的に活用できている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全に考慮した第一次産業の活性化を促進する。 ・地域資源の活用および意識変化を促進する。 ・ネイチャーポジティブを主とした再生可能エネルギーの導入促進。
地球環境問題に関わる保全	世界的な課題とされている地球環境問題関連の対策を積極的に実施している状態	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの資源循環を促進します。 ・再生可能エネルギー導入の際の配慮を求めます。 ・積極的な環境保全・清掃活動などの取り組みを促進します。
環境教育の推進・ふれあい機会の増加	市民が、多様な自然について触れ合う機会があり、郷土の誇りの一つとして思う気持ちを持っている状態。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信媒体を活用した市民参加を促進する。 ・環境学習、生涯学習等で石狩市の自然を学べる機会を創出する。 ・自然資源を様々な分野に活用し、普及啓発に努める。

448

449 第4章 施策

450 3.2 で示した行動目標についての取り組みをまとめました。

451 4.1 地域を面的・空間的に保全

目指す姿(2050年)	本市の多様な環境が重要であることが、市内外の関係者および市民に認識され、少なくともネイチャーポジティブが実現されている状態。
行動目標(2030年)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性上重要な地域を抽出し、保全対策を進める。 ・必要に応じてアクションプランを策定する。 ・管理者の異なる地域を含めた情報共有体制を構築し、保全対策をより有効に進める。

452

453 ○生物多様性の保全上重要な地域の抽出

454 石狩市内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出
455 します。

456 自然公園地域などの法令に基づき保護されている地域以外にも、里地里山や海浜、湿地など
457 生物多様性が豊かな自然が存在しています。このような自然は国際的にも積極的に保全し
458 ていくべきとされており、30by30(2030年までに陸と海の30%以上を保全する)を目指
459 し OECM の設定を目指します。また、そのような良好な自然を評価する制度を構築し、「石狩
460 市民のまもりたい自然」などとして指定していきます。

461

462 ○生物多様性の保全上重要な地域の保全

463 生物多様性の保全上重要な保護区について、「自然公園制度」や「都市計画制度」「緑地保全
464 制度」などを活用して市が定める都市公園や文化財等の法令に基づき、生物多様性の保全や
465 配慮事項に関して必要な助言、積極的に保全を促進します。また、国、北海道が定めている国
466 定公園や鳥獣保護区域等においても、該当する生息環境以外の生物を含めた地域の生物多様
467 性の維持回復にも貢献することから、各関連所管において、国や北海道の関係各課と可能な
468 限りの情報の共有を図っていきます。

469 保護区に該当しない地域についても、住宅地に残る緑地、市民が大切にしている地域景観
470 など、生きものの生息環境としての価値だけでなく、経済的、文化的、歴史的価値も踏まえて
471 重要地域を抽出し、広域的に保全を推進していきます。

472

473 OECM:「自然共生サイト」に認定された、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域のうち、保護区と
474 の重複を除いた区域。2022年12月に実施された COP15 で採択された、2030年までの新たな世界目標である「昆
475 明・モントリオール生物多様性枠組」の中で、「陸(陸域と陸水域)と海(沿岸域と海域)の30%以上を保護地域と OECM で
476 保全・管理し、より広域の陸上/海洋景観及び海洋に統合する」というターゲットが設定された

477

478

479

480 本市がもつ海・山・川・里山など多様な環境は、市町村境界を越えて広がっており、多くの生
481 きものの移動経路となっています。また、渡り鳥など広域を移動する生きものが利用する地域
482 もあります。このような環境の繋がりを考慮し、市内の範囲にとらわれず、必要に応じて国・北
483 海道と連携して重要地域の保全をしていきます。

484 資料 4-1 に挙げた地域について、保全策を進めていきます。また必要に応じて、より集中的
485 に保全すべき地域についてのアクションプランを策定していきます。

486

487

▶河川の自然再生・創出（北海道開発局）

488

489

490

491

492

河道の多様性の再生、湿地環境の再生、樹林環境の再生を目標とし、自然再生を進めています。河
道空間の多様化、湿地・草地環境の形成、樹林環境の形成を行い、鳥類、魚類、昆虫類等の生息環
境の再生を目指す取組や、高水敷を活用した高層湿原の再生による湿生植物の再生などの取組を実
施しています。

493

494

495

496

497

▶藻場・海洋生態系の自然再生・創出（北海道開発局）

498

499

500

501

502

503

海浜植物保護センター事業

石狩海浜植物等保護地区は石狩浜の海浜植物を含めた石狩浜の自然を保護するために定めた
条例です。条例に基づき石狩浜の自然状態をモニタリングし、車の乗入れや過度な採取といった人
為的な影響から守るために監視員を配置しています。

（石狩市海浜植物保護センター）

504 【関連法令・計画・方針】

505

石狩市公園条例

 都市公園

506

石狩市文化財保護条例

 指定文化財

507

第5期石狩市農業振興計画

508

第5期石狩市漁業振興計画

509

石狩市都市整備骨格方針

 緑の基本計画

510

北海道自然環境等保全条例

511

北海道鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

512

513

514

515

516 **4.2 注目種の保全**

目指す姿(2050年)	注目種が本市に生育生息し続けられる環境がある状態。
行動目標(2030年)	・注目種を選定し、情報を把握する。 ・種、地域に合わせた保全対策の検討、実施。 ・必要に応じてアクションプランの策定をする。

517

518 ○注目種及び保全優占種の選定

519 環境省及び北海道、札幌市で定めるレッドリストの掲載有無に関わらず、本市において重要
520 な生きものについては、自然環境調査の結果などを参考に、「注目種」として選定をします。

521

522 ○分布情報の把握とモニタリング

523 本市は平成 30 年から令和3年の自然環境調査によって、〇〇や〇〇など、複数地点の生物
524 情報を取得しました。しかし、未調査地域の情報は乏しく、調査実施地点においても継続したモ
525 ニタリングが動向把握および今後の保全対策を計画する上で必要となります。

526

527 【注目種例】

528 オオムラサキ、シロマダラ、アカモズなど

529

530 【関連法令】

531 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

532 希少野生動植物種保存基本方針

533

534 ○保全対策の促進

535 絶滅の恐れの高い種など保全が必要な種について、適切かつ効果的な保全対策を進めます。
536 また、アカモズなどより迅速な保全対策が必要な種については、本プランの中に個別の行動計
537 画としてアクションプランを設け、その種・地域に合わせた計画を検討・実施していきます。

538

539 ○情報共有・チェック・監視の体制整備・普及啓発

540 収集した情報を適切に管理運用するための体制づくりを実行します。

541

542 4.3 外来種対策

目指す姿(2050年)	外来種による本市の生態系への影響が最小限に食い止められ、維持されている状態
行動目標(2030年)	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種の状況を把握する。 ・新たな外来種を増やさない。 ・必要に応じてアクションプランの策定をする。

543

544 ○要注意外来種の選定

545 本市において要注意だと考えられる外来種を、自然環境調査の結果などを参考に選定しま
546 す。

547

548 ○分布情報の把握とモニタリング

549 本市は平成 30 年から令和3年の自然環境調査によって、○○や○○など、複数地点の生物
550 情報を取得しました。しかし、未調査地域の情報は乏しく、調査実施地点においても継続したモ
551 ニタリングが動向把握および今後の保全対策を計画する上で必要となります。

552

553 ○外来種対策の促進

554 特に本市の生態系に影響を与える外来種については、「侵略的外来種防除マニュアル」等を
555 活用して積極的に駆除対策を講じます。また、駆除による弊害等も考慮し必要に応じて専門機
556 関へのヒアリングをした上で実施します。

557 外来種の三原則である「入れない・捨てない・拡げない」をもとに、積極的な外来種への関心
558 と防除意識の喚起を図る扱い方法、ペット外来種の終生飼養に関する情報などを発信します。
559 原則として、外来種となった生きものへのネガティブなイメージをつけることを避け、人為的
560 に持ち込まれた背景を伝え、人間が生息管理について責任の一端を担うことを伝えていくよ
561 うに心がけていきます。

562 また、迅速な対策が必要な種については、本プランの中に個別の行動計画としてアクション
563 プランを設け、その種・地域に合わせた計画を検討・実施していきます。

564

565 【関連法令】

566 北海道生物の多様性の保全等に関する条例

567 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

568 動物の愛護及び管理に関する法律

569

570

571

572

573

574

575 ○情報共有・チェック・監視の体制整備・普及啓発
576 収集した情報を適切に管理運用するための体制づくりを実行します。

577
578
579

580 石狩浜外来種防除事業

581 平成 29 年から石狩浜に位置する親船町名無沼で、北海道指定外来種のアズマヒキガエルを駆除
582 しています。アズマヒキガエルは地表性昆虫を捕食し、卵塊・オタマジャクシに毒があると言われ、
583 石狩浜の生態系への影響が懸念されることから繁殖期に合わせてワナを設置し駆除をしています。

584
585
586

587 4.4 野生動物との軋轢緩和

目指す姿(2050年)	野生動物との適切な距離を保ち、軋轢が緩和されている状態。
行動目標(2030年)	・野生動物の行動圏に関連する各種機関との連携を強化する。 ・野生動物による影響や頻度などの情報を把握する。 ・鳥獣保護管理における市民への普及啓発を進める。 ・ワンヘルスに関する正しい知識の普及啓発を進める。

588

589 ○対策協議会の体制強化

590 関係各課と連携し、市内および周辺市町村の鳥獣被害状況の把握・共有を適切に行う仕組み
591 を構築すると共に、適切な対策の実施方法を模索します。また、市民や農作物に被害を与える
592 鳥獣種について、それらの生息環境や隣接地域の状況、そして餌環境など、多角的かつ長期的
593 な視点で情報を収集し、生物多様性保全を考慮した持続可能な対策を検討します。

594 ▶タンチョウ

595

596 【関係法令・計画】

597 北海道エゾシカ対策推進条例

598 北海道ヒグマ対策計画

599 石狩市鳥獣防止計画

600 石狩市

601 鳥獣保護法

602

603 ○情報収集・モニタリング

604 情報は乏しく、継続したモニタリングが動向把握および今後の対策を計画する上で必要とな
605 ります。

606 ○鳥獣保護管理における普及啓発

607 全国的に有害鳥獣捕獲の担い手は減少しています。本市でも、担い手の解消となるような対
608 策について国、北海道と連携して努めていきます。合わせて、安易な保護・餌付け・生態系への
609 影響・農水産被害などの鳥獣保護管理に関する知識を自然環境教育の場を活用して発信して
610 いきます。

611

612 ○ワンヘルス教育の推進

613 本市は市街地にキタキツネが生息しており、エキノコックス症などの危険が身近にあります。
614 また、アライグマなどの外来種から狂犬病や疥癬(かいせん)症、渡り鳥由来の鳥インフルエン
615 ザなど野生鳥獣から様々な寄生虫・病原菌を媒介する可能性があります。こういった生きも
616 のとの適切な距離について、市民への普及啓発を回覧やホームページを活用して発信します。

617

618

619 4.5 地域資源の活用

目指す姿(2050年)	限りある自然資源を持続的に活用できている状態。
行動目標(2030年)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全に考慮した第一次産業の活性化を促進する。 ・地域資源の活用および意識変化を促進する。 ・ネイチャーポジティブを主とした再生可能エネルギーの導入促進。

620

621 ○農林水産業における保全事業の支援

622 農林水産業が持続的に続くためには、基盤となる生態系が保全されていることが必要です。
623 特に、水産資源は、森の環境が良くなければ海に養分として流れず、枯渇していきます。私た
624 ちの身近に感じる生物多様性の必要性を発信すると共に、農林水産業に関する計画を作る関
625 連部署と連携して生物多様性の観点を普及していきます。また、生物多様性等の環境に配慮し
626 た消費者(グリーンコンシューマー)を育てるため、生物多様性に配慮した環境ラベルを生物多
627 様性情報総合プラットフォームで紹介するなど普及・啓発に努めます。

628

629 <農業>

630 「環境保全型農業直接支払交付金(農林水産省)」や「農山魚村地域整備交付金(農林水産省)」
631 や「多面的機能支払交付金」の活用、「北海道農業推進計画(北海道)」や「みどりの食料システ
632 ム戦略 北海道基本計画」との連携により、生物多様性に配慮した農業を支援します。

633

634 グリーンコンシューマー：
635 生物多様性情報総合プラットフォーム：

636

637

638

639 <林業>

640 「森林・山村多面的機能発揮対策交付金(林野庁)」や「農山魚村地域整備交付金(農林水産省)」
641 などを活用し、森林の保全管理活動を推進します。

642

643 厚田里山再生の会

644 厚田町別狩地区の施業放置林でササ刈りや雑草木の刈払い、暴れ木処理(玉切り、集積)、カラマ
645 ツ苗木の植栽等の整備を進めることで、里山の景観を高めるとともに森の再生を図っている。

646

647

648

649 四季彩の杜を作る会

649 酪農用地として造成され放置されてきた土地にサクラ、イタヤカエデなど色合いのある樹木植栽地
650 の保育管理と引き続き植栽と薪づくりを実施するとともに、雑草木の刈払い等により色合いのある
651 森をつくっている。

652

653

654 <水産業>

655 「農山魚村地域整備交付金(農林水産省)」や「水産多面的機能発揮対策交付金(水産庁)」など
656 を活用し、海域の生態系保全を推進する活動を支援します。

657

658 <環境ラベル>

659 「石狩市グリーン購入推進方針」に従い、市民や事業者に対し、環境に配慮した製品の購入・
660 調達を呼びかけ、環境負荷の少ない社会を目指します。環境に配慮した製品を判断する基準と
661 なる「環境ラベル」を分かりやすく伝えます。また、市内で生産している食品など製品の環境ラ
662 ベル表示数増加を支援します。

663

664 ○地域資源の利用促進

665 石狩市の主な農水産物である、稲、馬鈴薯、小麦、にんじん、ホタテ貝、サケなどを中心に、給食や
666 レストランでの地産地消を推進します。また、食糧生産時に使用した土地や水などの資源、廃
667 棄のための場所や費用を無駄にしないためにも、「石狩市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に
668 従い食品ロスの削減を促進します。

669

670 ○自然資源の観光的利用の促進

671 石狩市にある、山・湿原・川・海岸・岬・野生動植物など、多くの自然資源を保護しながら、地域
672 の魅力を市内外に伝え、価値を見出すエコツーリズムを促進します。観光客が増加すること
673 によるゴミ問題、野生動物との距離感、自然環境の破壊などの懸念点は、各地域ごとに適切な方
674 法を模索していきます。

675 「国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業(環境省)」などを活用し、国内
676 外の方へ石狩の魅力をお届けます。

677

678

黄金山

679

680

681

682

683

684

石狩市浜益区にある黄金山は、その特徴的な姿から「浜益富士」「黄金富士」と呼ばれ、古くから親しまれてきました。標高 739.1 メートルの山の頂上からは、暑寒別連峰はもとより遠くは積丹半島まで一望でき、初心者でも好適の登山コースです。登山道周辺では、各季節で異なる生きものや景色を楽しむことができます。平成 21 年 7 月には、文化庁よりアイヌ文化に関連する名勝として指定を受けました。

685

686

温泉

687

688

689

690

691

石狩市本町地区にある番屋の湯は、石狩湾から雄大な日本海を眺望する景勝地に建つ温泉です。地下数百メートルから汲み上げる 1 千年近く前の太古の海水、「化石海水」は、湯ざめしにくく体を芯から温めてくれます。周辺には、石狩浜海水浴場(あそびーち石狩)や、石狩鍋が食べられるお店もあり、海水浴や、観光の帰りにもご利用いただけます。

692

693

694

4.6 地球環境問題に関わる保全

目指す姿(2050年)	世界的な課題とされている地球環境問題関連の対策を積極的に実施している状態
行動目標(2030年)	・プラスチックの資源循環を促進します。 ・再生可能エネルギー導入の際の配慮を求めます。 ・積極的な環境保全・清掃活動などの取り組みを促進します。

695

696

○プラスチック資源循環の促進

697

698

699

本市には長い海岸線があり、国内外問わずあらゆる廃棄物が海に流れてきます。石狩市一般廃棄物(ごみ)処理計画に基づく対策に合わせて処理・防止に努めると共に、漂着物やマイクロプラスチックによる生態系への影響など情報発信について普及・啓発に努めます。

700

【関連計画】

701

石狩市一般廃棄物(ごみ)処理計画

702

703

704

705

706 ○再生可能エネルギー導入における配慮

707 本市は再生可能エネルギーのポテンシャルが高いと評価されています。令和4年には環境省
708 により脱炭素先行地域として選ばれました。一方で、再生可能エネルギーを広げるためには自然
709 地を開発する必要もあり、生態系への影響が懸念されます。多様性が損なわれる可能性が
710 ある場合は、希少種等の情報を積極的に管理者へ提供して配慮を求めます。

711 【関連計画】

712 石狩市風力発電ゾーニング計画

713

714 ○積極的な環境保全・清掃活動などの取り組みの促進

715 企業や NPO などが CSR 活動やイベントなどで実施する、環境保全や清掃活動を推進しま
716 す。本市の生物多様性保全に寄与する活動を実施している組織や個人に対し、重要地の保全
717 につながる広報等の支援をすることにより、民間や市民による保全活動の活発化や意識向上
718 に繋がります。北海道庁が推進する「そらち・いしかりの豊かな自然環境を守ろう宣言」の登録者
719 数増加を目指します。

720

活動事例

721

▶ 浜益キレイ海プロジェクト（石狩湾漁協浜益地区 青年部）

722

▶ ラブアース・クリーンアップ in 北海道

723

▶ 海ゴミクリーンアップ・ボランティア（イオン北海道）

724

725

726 ○グリーンインフラ・Eco-DRR

727 事例：石狩海岸の海岸砂丘海岸砂丘

728 「先導的グリーンインフラモデル形成支援(国交省)」 「グリーンインフラ活用型都市構築支援事
729 業(国交省)」

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744 **4.7 環境教育・普及啓発の推進**

目指す姿(2050年)	市民が、多様な自然について触れ合う機会があり、郷土の誇りの一つとして思う気持ちを持っている状態。
行動目標(2030年)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信媒体を活用した市民参加を促進する。 ・環境学習、生涯学習等で石狩市の自然を学べる機会を創出する。 ・自然資源を様々な分野に活用し、普及啓発に努める。

745

746 OGIS・GPS を活用した情報発信

747 都市公園だけではなく、登山や海水浴、散策などができる自然環境が本市にはいくつもあり
 748 ます。しかし、市民からの認知度は低い傾向にあります(石狩市環境基本計画アンケートより)。
 749 本市では令和3年3月に「石狩市環境情報等オープンデータポータルサイト」を公開しました。
 750 それを積極的に本市の自然を活用し自然環境の場を普及啓発するとともに、自発的に観察す
 751 るような仕組みづくりを進めていきます。

752

753 ○環境学習の推進

754 本市では石狩浜の環境学習を中心として、様々な環境に関する環境学習プログラムがありま
 755 す。本市の自然環境について、教育機関、生涯学習等、年齢・年代を問わずできる体制の構築
 756 と、状況に合わせてアップグレードしていきます。

757 【石狩市環境教育プログラム】

- 758 ・石狩浜学習(海浜植物について、石狩浜について)など
- 759 ・外来種(外来種とは？、外来種駆除体験会など)
- 760 ・エネルギー学習(風車見学、発電体験など)
- 761 ・ごみ、リサイクルしよう(海ゴミはどこから来るの?)

762

763 ○自然資源の利用

764 石狩浜のハマナスはかつて香水の原料として売られていた背景から、エコツアーなどを通じ
 765 てハマナスの花摘み体験・蒸留水抽出体験などを行っています。ほかにもサイクリング、フォトコ
 766 ンテストなど自然環境を資源として観光への活用を進めています。環境を損なうことなく、資
 767 源として活用し続けられるルールを定めて引き続き関係部署と進めていきます。

768 【関係計画】

769 石狩市観光振興計画

770

771

772

773

774

775 ○地域に根差す歴史・伝統・資源を活かした地域活性化の推進

776 本市には、自然と関わりの深い歴史や伝統があります。先人の暮らしや知恵、現代に続く風
777 習などを知ることで、地域の自然に関心を持つきっかけとなります。

778

779

780 サケの文化

781 サケは北海道を代表する食材であり、現在も石狩湾ではサケ漁が行われています。石狩市の縄文時
782 代の遺跡からは、サケを捕獲したと推定される仕掛けや、サケの骨が発見されており、古くから親
783 しまれていたことが分かっています。厚田川や浜益川では、秋になるとサケが遡上する様子を間近
784 で見る事ができます。サケの文化は、北海道遺産に登録されています。

785

786

787 ニシン番屋の暮らしを伝える「はまます郷土資料館」

788 「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」にも選ばれた本資料館は、ニシン建網漁業の番屋
789 を郷土資料館として復元し現代に甦らせた施設です。館内には、当時鯨漁に使われた漁具をはじめ
790 とする、先人の知恵や技術を伝える数々の資料が保存、展示され、郷土の文化遺産を明日の浜益へ
791 受け継ぐ資料館として、夏期のみ、広く一般に公開しています。

792

793

794 5章 推進体制

795 5.1 関係するステークホルダー

796 本計画の推進にあたっては、市、事業者及び市民の三者が、それぞれの責務に応じた役割分
797 担と協働・連携によって石狩市の生物多様性を守っていく必要があります。

798

799 【環境審議会及び庁舎関係部署】

800 本プランに関する基本的な事項について調査・審議は環境審議会で行います。その他、専門
801 的な知識を有する事業については、適宜学識経験等から意見をいただき、随時見直しを図っ
802 ていきます。また、自然に関わる他部署にも積極的に情報交換をして、全市的に取り組んで進
803 めていきます。

804

805 【国・道・市町村・民間企業】

806 生きものを取り巻く環境は市町村の垣根を超えて、世界規模で考えていく問題もあります。
807 本プランは石狩市の取り組みではありますが、必要に応じて柔軟に関係各所と進めていきま
808 す。

809

810 【研究機関】

811 専門的な知見を必要とする分野において、研究機関との連携は不可欠です。また、多様な環
812 境の持つ本市での調査・研究についてはできる限り情報の共有をするとともに、得た知見をも
813 とに保全の施策に反映していきます。

814

815 【市民】

816 生きものがいる環境を守ることは、私たちの暮らしを守ることにもつながります。石狩の町
817 にはどんな自然があつて、どんなことが問題で、私たちに何ができるのか興味を持ちつつ、石
818 狩市の豊かな自然を大切にする思いを持ってもらうような取り組みをしていきます。

819

820 5.2 計画の進行管理

821 本計画の進行管理は、環境基本計画に合わせて2040年を目標とし、2030年に見直しを図
822 ります。目標や成果指標、関連施設の状況等を検証・評価し、PDCAサイクルにより管理をしま
823 す。結果や報告については、毎年発行する「環境白書」や「石狩浜海浜植物保護センター活動報
824 告書」にて公表します。

825

826

827

828

829 資料編

830 石狩市内の自然保護地区等

831

指定法令等		指定名称	地域
国	都市公園法	都市緑地	はまなすの丘公園 (①-1)
	海岸法	海岸保全区域 (一般公共海岸区域)	弁天・親船地区(①-3)
	森林法	保安林	海岸林(①-4) 花川・生振地区等防風林(②)
	自然公園法	暑寒別天売焼尻国定公園	暑寒別・雄冬地区(⑩-1)、送毛・濃昼・安瀬地区(⑩-2)
道	北海道自然環境保全指針	すぐれた自然地域	石狩海岸(①-1～①-4)、石狩川下流部湿原(③)、暑寒別・雄冬地区(⑩-1)、送毛・濃昼・安瀬地区(⑩-2)
		身近な自然地域	石狩防風林(②)、真勲別河畔林(③)、紅葉山砂丘(④)、八の沢自然林(⑤)、茨戸川(⑥)、紅葉山公園(⑦)
		北海道記念保護樹木	石狩市農協「赤だもの一本木」(⑧-3)
		北海道環境緑地保護地区	実田神社(⑨)
市	石狩市海浜植物等保護条例	海浜植物等保護地区	河口地区(①-1の一部)、聚富地区(①-2)、弁天・親船地区(①-3)
	石狩市自然保護条例	石狩市記念保護樹木	了恵寺「くりの二本木」(⑧-1)、花川小学校「イチヨウの二本木」(⑧-2)

(表中の番号①～⑩は図4-1に対応)

832

833

834

835

836

837

838

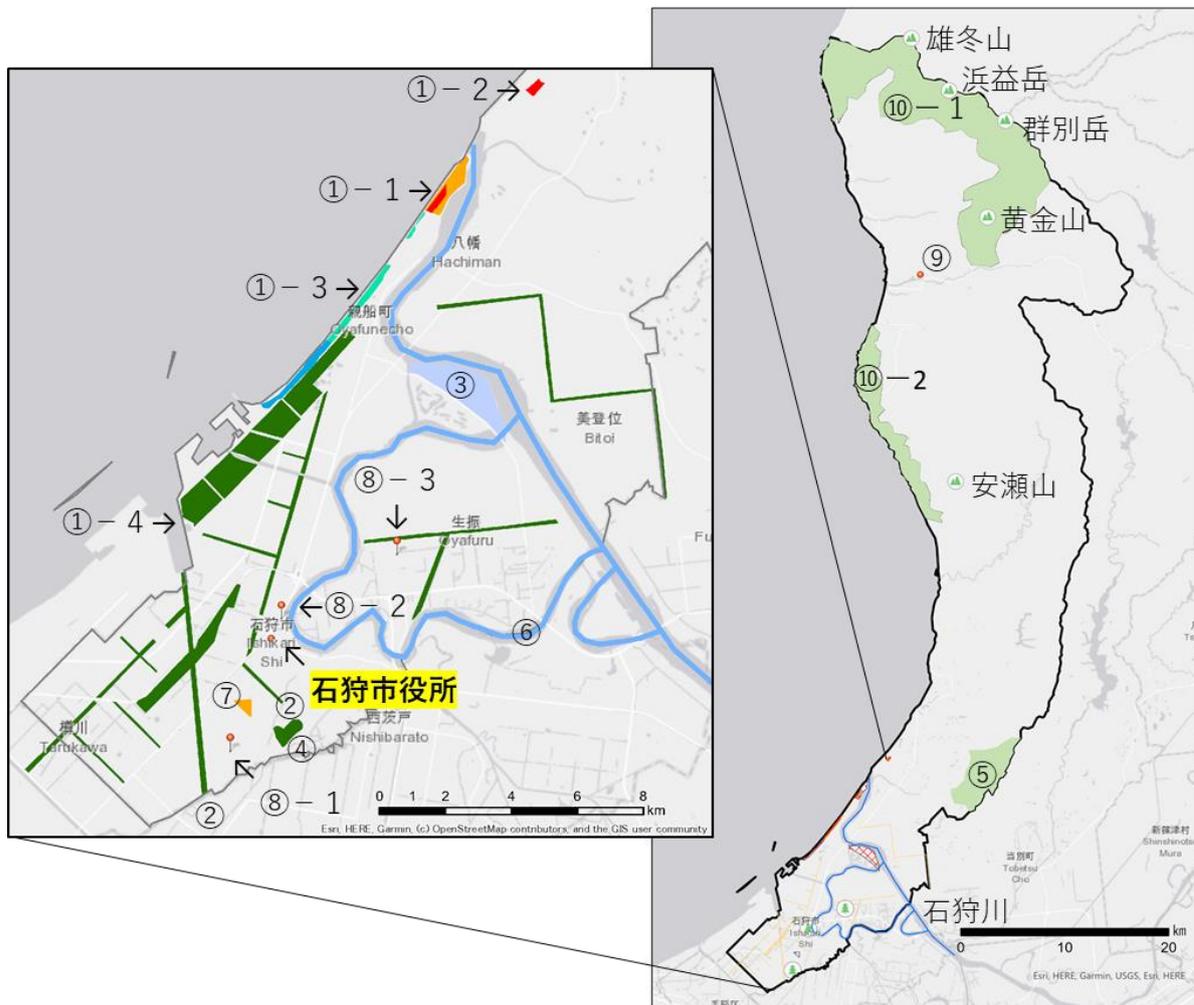
839

840

841

842

843



844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

図 4-1 石狩市内の自然保護地区等

855 石狩市内の国道でのエゾシカ関連交通事故件数(H25年～R7)

856 参考:北海道警察

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

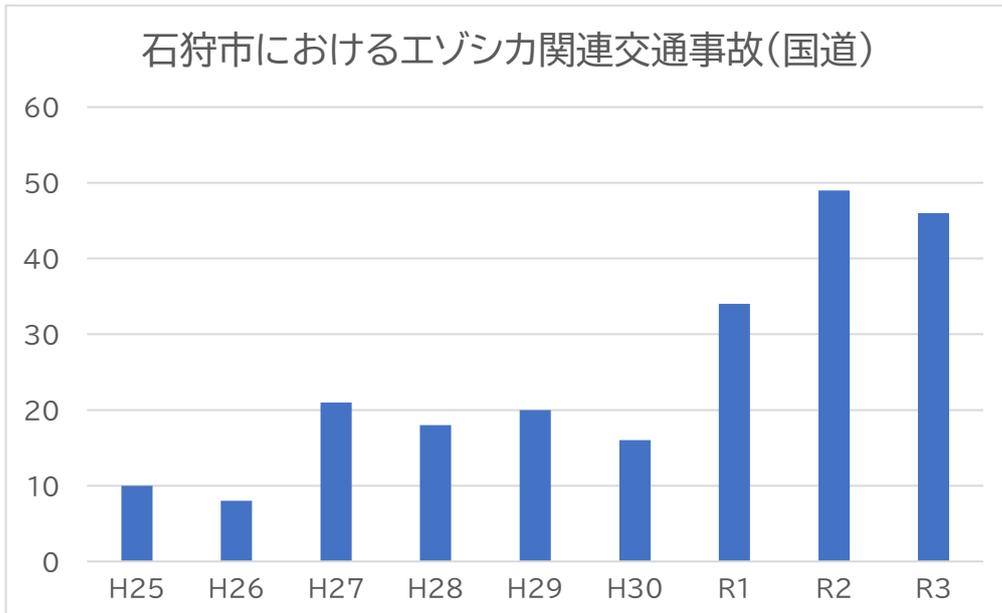
869

870

871

872

873



石狩市における月別発生状況 (物件+人身)													
発生年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H24	月別データなし												4
H25	0	0	0	4	0	2	0	0	0	4	0	0	10
H26	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	8
H27	1	1	0	2	1	3	4	2	0	2	3	2	21
H28	0	0	0	2	1	0	3	0	1	8	2	1	18
H29	0	0	0	2	1	1	2	1	3	9	1	0	20
H30	1	0	1	4	1	1	0	2	0	2	3	1	16
R1	0	0	3	2	2	1	0	1	2	13	6	4	34
R2	0	0	1	5	1	3	2	1	6	19	8	3	49
R3	1	2	0	3	6	3	1	1	9	10	8	2	46

874

875

876

877

878

879

880 2016～2021年までの石狩市有害駆除頭数

881 石狩市企画部農政課提供データ

882

883

対象鳥獣	2016年				2017年				2018年			
	石狩	厚田	浜益	計	石狩	厚田	浜益	計	石狩	厚田	浜益	計
エゾシカ				114				141				62
	2019年				2020年				2021年			
	石狩	厚田	浜益	計	石狩	厚田	浜益	計	石狩	厚田	浜益	計
			89	104	21	25	150	99	53	36	188	

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

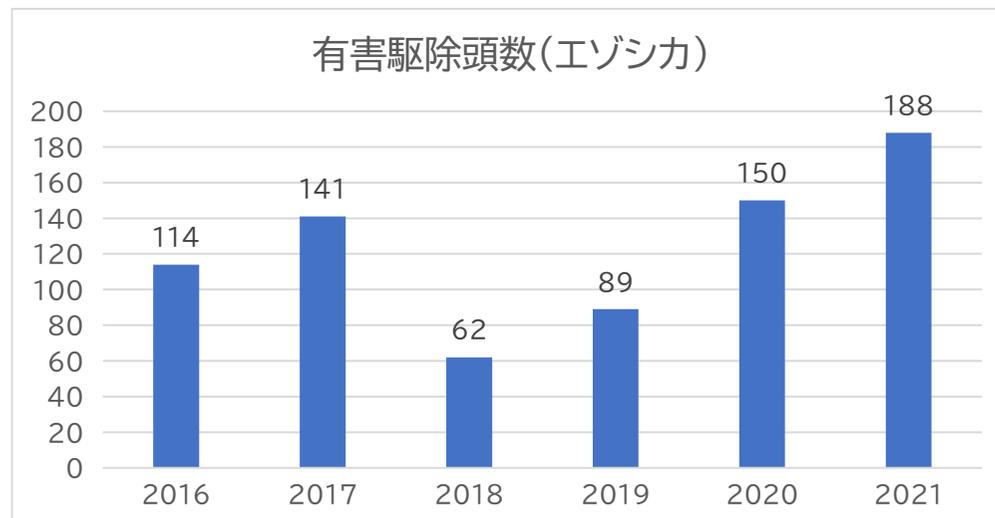
899

900

901

902

903



904 関連法令／助成金

905

906

各ページにあげてあるものを、
資料ページに集約して一覧にする予定。

907 保全上重要な地域

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

自然環境調査等であがっているものを
表にまとめて資料につける

943 注目種

944

945

自然環境調査等であがっているものを
表にまとめて資料につける

外来種

自然環境調査等であがっているものを
表にまとめて資料につける